

老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市規則第 4 3 号

老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する規則（平成２年東金市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第２の備考の１中「、第３１４条の８、附則第５条第３項、附則第５条の４第６項及び附則第５条の４の２第５項」を「及び第３１４条の８並びに附則第５条第３項及び第５条の４第５項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。